

女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

株式会社メック・デザイン・インターナショナルは、女性活躍推進法の基本理念に則り、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日

2. 当社の課題

- ・育児休暇取得率は高いが、復職後、子育て等を機に女性社員が退職する傾向にある
- ・制度は整っているが、活用しきれておらず、多様な働き方への理解が浸透していない

3. 目標

- ・多様な働き方を認め合う風土醸成を推進する
(女性活躍推進法・次世代法)
- ・男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を70%以上とする
(女性活躍推進法・次世代法)

4. 取組内容と実施時期

取組1 利用可能な両立支援制度の周知 (女性活躍推進法)

2022年4月1日～ 利用可能な両立支援制度の資料作成・検討・周知
男女とも利用できることも周知
利用可能な両立支援制度の資料見直し

取組2 マネジメント層の意識改革を目標とした研修の実施 (女性活躍推進法・次世代法)

2022年4月1日～ 研修内容の計画・検討・講師選任・研修実施
実施後の振り返り、次年度研修計画検討

取組3 メリハリのある仕事の進め方の推進 (女性活躍推進法・次世代法)

2022年4月1日～ 長時間労働が慢性化している部門へのヒアリング
数値目標の設定・改善策を検討・実施
実施後の結果を継続的にモニタリング。

取組4 ワーキングチームの設立 (女性活躍推進法・次世代法)

2022年4月1日～ ワーキングチームの構成、メンバー検討、決定、発足
雇用継続に必要な支援の検討
(面談の実施、法人契約ベビーシッター制度、男性育休取得の課題等)

※取組1～4について、毎年1回見直しを行い、計画期間継続する。